

◎ブロック塀撤去・改修補助金の注意点

・補助対象となる「ブロック塀の撤去」とは？

→道路に面する塀を**全て撤去**、もしくは**道路からの高さが60cm以下になるよう撤去**を行うものをいいます。

・補助対象となる「ブロック塀の改修」とは？

→上の条件で撤去したブロック塀の範囲にブロック塀の代わりに新設する**フェンスや生け垣**(※既設・新設を問わず**ブロックを基礎とするものは対象になりません**。)をいいます。

ブロック塀を撤去後、新たにブロック塀を新設するものは補助の対象になりません。

※下図のように不特定の者が通る道路①～③に囲まれている敷地のブロック塀の撤去をする場合は、**原則、道路①～③に面する危険なブロック塀すべてを撤去しなければ補助の対象になりません**。(安全なブロック塀を除く。)

※下図の道路③のように、**幅4m未満の道路に面する場合は元あった塀を撤去すると、同じ位置にフェンス等を建てられない可能性があります**。

詳しくは米子市役所建築相談課 TEL0859-23-5227 FAX0859-23-5394
へお問合わせください。

<参考図>

